

議 案 参 考 資 料

令和4年6月 定例会

(目 次)

○大村市税条例の改正概要（第41号議案関係）	(1)
○大村市税条例（新旧対照表）（第1条関係）（第41号議案関係）	(2)
○大村市税条例の一部を改正する条例（令和3年大村市条例第11号）（新旧対照表）（第2条関係）（第41号議案関係）	(1 2)
○大村市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の改正概要（第42号議案関係）	(1 3)
○大村市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（新旧対照表）（第42号議案関係）	(1 4)
○大村市病院事業の設置等に関する条例（新旧対照表）（第43号議案関係）	(1 7)
○位置図（第44号議案関係）	(1 8)
○大村市永久の森条例（新旧対照表）（第44号議案関係）	(1 9)
○大村車両基地駅に関する位置図（第45号議案及び第46号議案関係）	(2 0)
○新大村駅に関する位置図（第45号議案及び第46号議案関係）	(2 1)
○大村市営駐車場条例（新旧対照表）（第45号議案関係）	(2 2)
○大村市自転車の安全利用及び自転車等の放置防止に関する条例（新旧対照表）（第46号議案関係）	(2 6)
○位置図（第47号議案関係）	(2 7)
○大村市都市公園条例（新旧対照表）（第47号議案関係）	(2 8)
○消防ポンプ自動車図面（第48号議案関係）	(2 9)
○物品等入札状況調書（第48号議案関係）	(3 0)
○公有水面埋立の位置図（第49号議案関係）	(3 1)
○工事請負契約の変更について（第50号議案関係）	(3 2)
○大村市税条例及び大村市都市計画税条例の改正概要（第51号議案関係）	(3 3)
○大村市税条例（新旧対照表）（第1条関係）（第51号議案関係）	(3 4)
○大村市都市計画税条例（新旧対照表）（第2条関係）（第51号議案関係）	(4 0)
○大村市国民健康保険条例の改正概要（第52号議案関係）	(4 2)

○大村市国民健康保険条例（新旧対照表）（第52号議案関係）	（43）
○市道路線の認定について（新旧対照表）（第53号議案関係）	（44）
○固定資産税の家屋調査における事故について（報告第1号関係）	（45）
○工事請負契約の変更について（報告第2号関係）	（47）

大村市税条例の改正概要（第41号議案関係）

1 住宅借入金等特別税額控除に関する改正

（附則第13項の7）（施行日：令和5年1月1日）

所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用期限が延長されることに伴い、個人市民税においても同様に、適用期限（居住年）を延長する。

項目	改正前	改正後
適用期限 （居住年）	平成21年～令和3年	平成21年～令和7年

2 扶養親族等申告書の記載事項に関する改正

（第28条の3の2及び第28条の3の3）（施行日：令和5年1月1日）

課税に必要な情報を確実に把握するため、給与所得者の扶養親族等申告書又は公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項に、退職手当等に係る所得（給与所得者にあつては合計所得金額が133万円以下、公的年金受給者にあつては合計所得金額が95万円以下）を有する配偶者の氏名を追加する。

3 上場株式等の配当所得等に係る課税方式に関する改正

（附則第29項）（施行日：令和6年1月1日）

上場株式等に係る配当所得について、所得税において申告分離課税の申告が行われた場合に限り、個人市民税においても申告分離課税を適用することとし、それ以外の場合は総合課税を適用する。

4 その他の改正

所要の条文整理を行う。

大村市税条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第11条の4 法第20条の10の納税証明書の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料は、大村市手数料条例(平成12年大村市条例第1号)の定めるところによる。ただし、軽自動車税について継続審査にかかわる証明書の交付は、手数料は徴しない。</p> <p>(所得割の課税標準) 第26条 略 2・3 略</p> <p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第28条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p>	<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第11条の4 法第20条の10の納税証明書の交付手数料は、大村市手数料条例(平成12年大村市条例第1号)の定めるところによる。ただし、軽自動車税について継続審査にかかわる証明書については、手数料は徴しない。</p> <p>(所得割の課税標準) 第26条 略 2・3 略</p> <p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第28条の2第1項の規定による申告書 (2) 第28条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p>

改正後	<p>改正前</p>
<p>5 略</p> <p>6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第28条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る事項の明細に定める事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得税の金額については、適用しない。</p>	<p>5 略</p> <p>6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る事項の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第28条の2第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第28条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第26条の8 所得割の納税義務者が、第26条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算となり配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合は、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第26条の3及び前3条の規定を適用した</p>

<p>改正後</p>	<p>する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除できなかつた金額があるときは、当該控除することのできなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することのできなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 略</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第28条の2 第16条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならぬ。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第1項第3号の</p>
<p>改正前</p>	<p>場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除できなかつた金額があるときは、当該控除することのできなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することのできなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 略</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第28条の2 第16条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならぬ。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の</p>

改正後	改正前
<p>8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第26条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第17条第2項に規定するもの（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りではない。</p> <p>2～8 略</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第28条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第31条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名</p> <p>(3) 略 (4) 略</p> <p>2～5 略</p>	<p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書） 第28条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略 (3) 略</p> <p>2～5 略</p>

<p>改正後</p>	<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第28条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第35条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めることにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略 (2) 特定配偶者の氏名 (3) 略 (4) 略 2～5 略</p>
<p>改正前</p>	<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第28条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略 (2) 略 (3) 略 2～5 略</p>
<p>(特別徴収税額の納入の義務等) 第35条の6 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、そ</p>	<p>(特別徴収税額の納入の義務等) 第35条の6 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、そ</p>

改正後	改正前
<p>の徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならぬ。</p> <p>第53条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料は、大村市手数料条例の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、手数料を徴しない。</p> <p>（固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料） 第53条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものを含む。）の手数料は、大村市手数料条例の定めるところによる。</p> <p>附 則 1～13の3 略 （個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除） 13の4～13の6 略 13の7 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第42条の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、附則第1</p>	<p>の徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならぬ。</p> <p>第53条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧の手数料は、大村市手数料条例の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、手数料を徴しない。</p> <p>（固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料） 第53条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付手数料は、大村市手数料条例の定めるところによる。</p> <p>附 則 1～13の3 略 （個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除） 13の4～13の6 略 13の7 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第42条の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、附則第1</p>

改正後	改正前
<p>3項の4の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条の3及び第26条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>13の8～21 略</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特定）</p> <p>21の2・21の3 略</p> <p>21の3の2 附則第21項の2（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、附則第21項の2に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>21の5～27 略</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>28 略</p> <p>29 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。</p>	<p>3項の4の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条の3及び第26条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>13の8～21 略</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特定）</p> <p>21の2・21の3 略</p> <p>21の3の2 附則第21項の2（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、附則第21項の2に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>21の5～27 略</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>28 略</p> <p>29 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第26条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適</p>

改正後	改正前
<p>30～36の17 略 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>36の18～36の20 略</p> <p>36の21 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第28条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</p>	<p>用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第26条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 第26条第4項ただし書の規定の適用がある場合</p> <p>(2) 第26条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。</p> <p>30～36の17 略 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>36の18～36の20 略</p> <p>36の21 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日に属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第28条の2第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第28条の3第1項に規定による確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合に</p>

改正後	改正前
<p>36の22 略 (条例適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>36の23～36の25 略</p> <p>36の26 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年度の所得税に係る第28条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</p> <p>36の27 略</p> <p>36の28 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(附則第36項の25後段の規定の適用がある場合を除く。)における第26条の8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第36項の25前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年度の所得に係る附則第36項の26に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等</p>	<p>おける当該確定申告書に限る。)</p> <p>36の22 略 (条例適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>36の23～36の25 略</p> <p>36の26 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年度の翌年の4月1日に属する年度分の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時まで)に提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第28条の2第1項の規定による申告書 (2) 第28条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p> <p>36の27 略</p> <p>36の28 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(附則第36項の25後段の規定の適用がある場合を除く。)における第26条の8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第36項の25前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の附則第36項の26に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等</p>

<p>改正後</p>	<p>項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第26条第6項と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替へて適用される法第37条の4」とする。</p> <p>36の29～43 略</p>
<p>改正前</p>	<p>に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があるとして市長が認めるときを含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第26条第6項と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替へて適用される法第37条の4」とする。</p> <p>36の29～43 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）</p> <p>44 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第13項の7の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</p> <p>45 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第13項の7の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</p>

大村市税条例の一部を改正する条例（令和3年大村市条例第11号）（新旧対照表）（第2条関係）

改正後	改正前
<p>第28条の3の3第1項中「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は、」を加え、「有しない者を除く」を「有する者に限る」に改める。</p>	<p>第28条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。</p>

大村市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の改正概要（第42号議案関係）

1 改正理由

公職選挙法施行令の改正を踏まえ、以下のとおり改正を行うものである。

2 改正内容

選挙運動用の自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成に要する経費に係る公費負担の限度額を引き上げる。

(1) 選挙運動用自動車の使用

契約種別		改正前	改正後
一般運送契約 以外の契約	自動車の借入れ	日額上限 15,800 円	日額上限 16,100 円
	燃料の供給	日額上限 7,560 円	日額上限 7,700 円

(2) 選挙運動用ビラの作成

改正前	改正後
1枚当たり 7 円 51 銭	1枚当たり 7 円 73 銭

(3) 選挙運動用ポスターの作成

改正前	改正後
1枚当たり $\frac{525 \text{ 円 } 6 \text{ 銭} \times \text{掲示場数} + 310,500 \text{ 円}}{\text{掲示場数}}$	1枚当たり $\frac{541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{掲示場数} + 316,250 \text{ 円}}{\text{掲示場数}}$

3 施行日

公布の日（同日以後にその期日を告示される選挙について適用）

大村市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（新旧対照表）

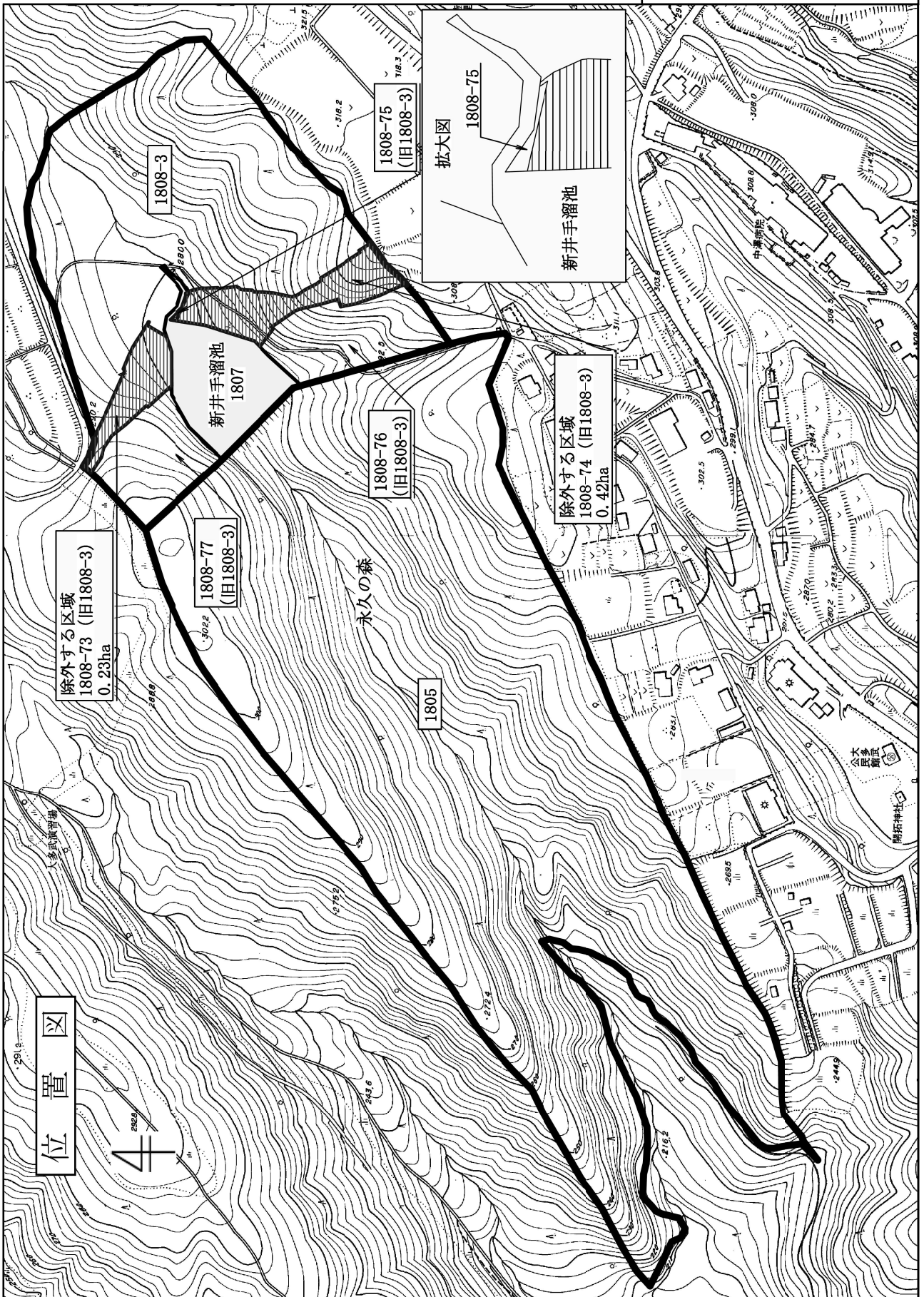
改正後	改正前
<p>(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第4条 大村市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に同じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が16,100円を超える場合には、16,100円）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第4条 大村市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に同じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第</p>

改正後	改正前
<p>2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その理由が生じた日。第6条において同じ。）までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p> <p>ウ 略</p> <p>（ビラの作成の公費の支払）</p> <p>第9条 大村市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラ1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。</p> <p>（ビラの作成の公費負担の限度額）</p> <p>第10条 第7条の規定によりビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円73銭にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。</p>	<p>2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その理由が生じた日。第6条において同じ。）までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p> <p>ウ 略</p> <p>（ビラの作成の公費の支払）</p> <p>第9条 大村市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラ1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。</p> <p>（ビラの作成の公費負担の限度額）</p> <p>第10条 第7条の規定によりビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円51銭にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。</p>

<p>改正後</p>	<p>(ポスターの作成の公費の支払)</p> <p>第13条 大村市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価が541円31銭に当該選挙におけるポスター掲示場(大村市の議会の議員及び市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和57年大村市条例第22号)第1条の規定により設置されたポスター掲示場をいう。以下同じ。)の数を乗じて得た金額に316, 250円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成</p>
<p>改正前</p>	<p>(ポスターの作成の公費の支払)</p> <p>第13条 大村市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が525円6銭に当該選挙におけるポスター掲示場(大村市の議会の議員及び市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和57年大村市条例第22号)第1条の規定により設置されたポスター掲示場をいう。以下同じ。)の数を乗じて得た金額に310, 500円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。</p>

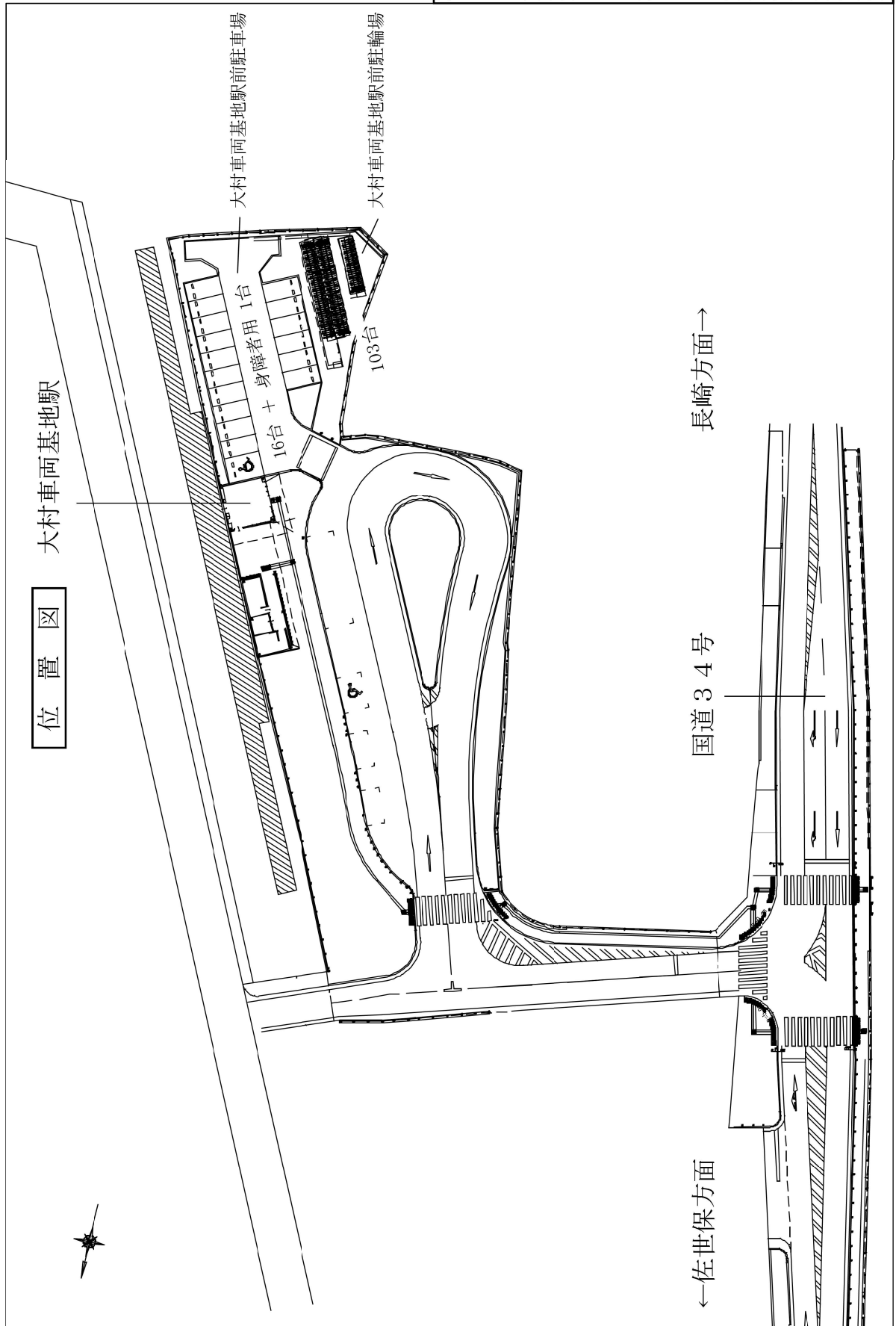
大村市病院事業の設置等に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(経営の基本) 第3条 略</p> <p>2 診療科目は、次のとおりとする。 内科、外科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、 神経内科、感染症内科、救急科、小児科、皮膚科、泌尿器科、眼科、 婦人科、耳鼻咽喉科、放射線科、歯科口腔外科、麻酔科、リハビリ テーション科、整形外科、心臓血管外科、精神科、脳神経外科</p> <p>3 略</p>	<p>(経営の基本) 第3条 略</p> <p>2 診療科目は、次のとおりとする。 内科、外科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、 神経内科、感染症内科、救急科、小児科、皮膚科、泌尿器科、眼科、 婦人科、耳鼻咽喉科、放射線科、歯科口腔外科、麻酔科、リハビリ テーション科、整形外科、心臓血管外科、精神科</p> <p>3 略</p>

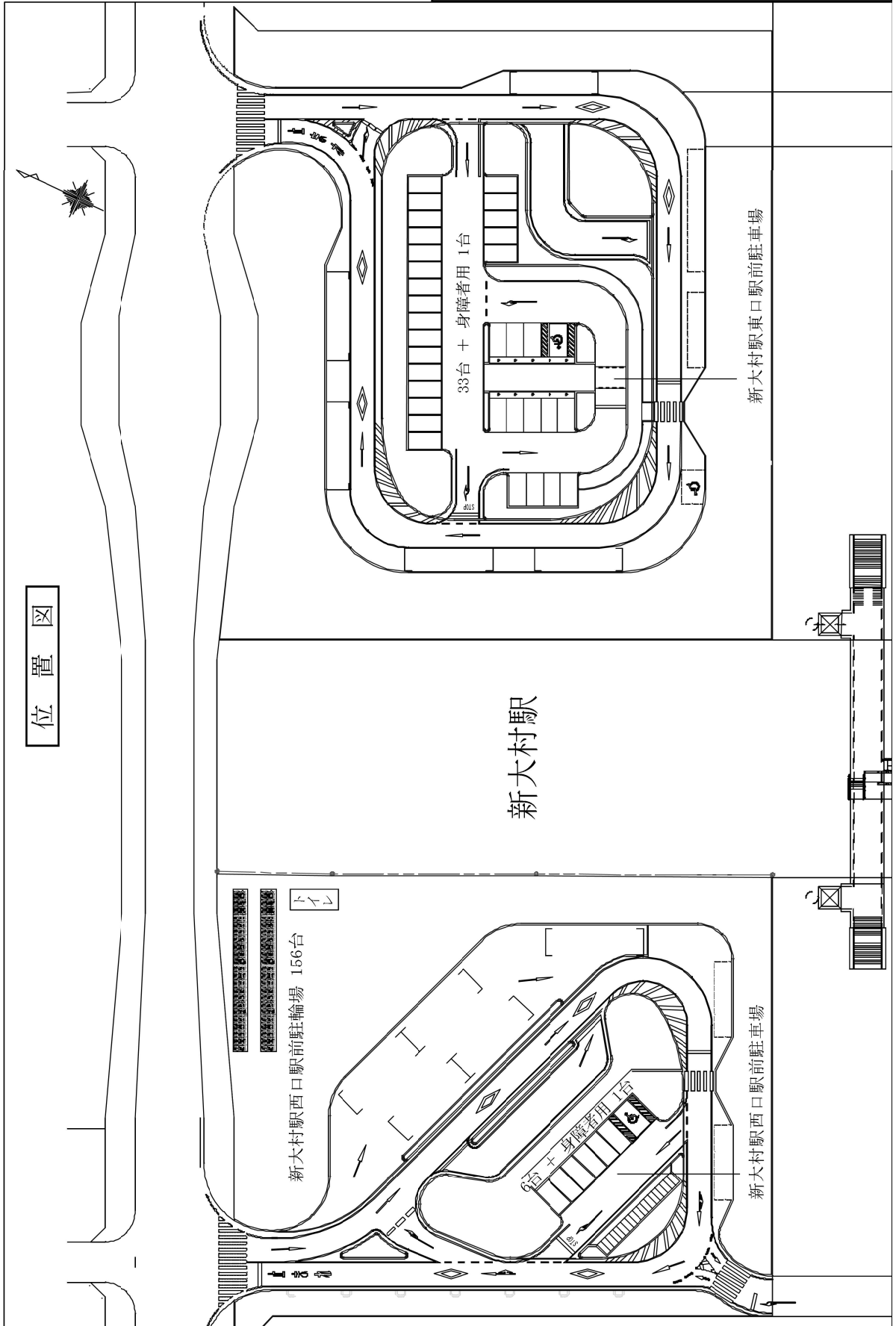


大村市永久の森条例（新旧対照表）

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
地区名	所在地	地区名	所在地
面積（h a）		面積（h a）	
略	略	略	略
大村地区	大村市東大村2丁目1805番	大村地区	大村市東大村2丁目1805番
	1808番3		1808番3
	1808番75		1808番3
	1808番76		1808番3
	1808番77		1808番3
略	略	略	略
	15.49		16.14



位置図



大村市営駐車場条例（新旧対照表）

改正後	改正前																				
<p>(設置)</p> <p>第1条 自動車を利用する市民の利便性を向上させるため、市営駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="671 1086 1141 2027"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大村インターチェンジ駐 車場</td> <td>大村市池田2丁目1048番地</td> </tr> <tr> <td>大村車両基地駅前駐車場</td> <td>大村市宮小路三丁目1052番地1</td> </tr> <tr> <td>2 前項に定めるもののほか、道路法（昭和27年法律第180号）第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</td> <td></td> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> <tr> <td>新大村駅東口駅前駐車場</td> <td>大村市植松3丁目115番地1</td> </tr> <tr> <td>新大村駅西口駅前駐車場</td> <td>大村市植松3丁目148番地5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用料)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の使用料は、駐車場を使用する者が自動車を出庫させる際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>別表（第5条関係）</p>	名称	位置	大村インターチェンジ駐 車場	大村市池田2丁目1048番地	大村車両基地駅前駐車場	大村市宮小路三丁目1052番地1	2 前項に定めるもののほか、道路法（昭和27年法律第180号）第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。		名称	位置	新大村駅東口駅前駐車場	大村市植松3丁目115番地1	新大村駅西口駅前駐車場	大村市植松3丁目148番地5	<p>(設置)</p> <p>第1条 自動車で中心市街地を訪れる市民の利便性を向上させ、中心市街地の活性化を図るため、市営駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="671 94 758 1041"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の使用料は、駐車場を使用する者が自動車を駐車場から出庫させる際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>別表（第5条関係）</p>	名称	位置				
名称	位置																				
大村インターチェンジ駐 車場	大村市池田2丁目1048番地																				
大村車両基地駅前駐車場	大村市宮小路三丁目1052番地1																				
2 前項に定めるもののほか、道路法（昭和27年法律第180号）第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。																					
名称	位置																				
新大村駅東口駅前駐車場	大村市植松3丁目115番地1																				
新大村駅西口駅前駐車場	大村市植松3丁目148番地5																				
名称	位置																				

改正後		改正前	
名称	駐車時間の区分	駐車時間の区分	使用料
大村駅前駐車場、大村市東本町第1駐車場及び大村市東本町第2駐車場	24時間以内の場合	入庫から1時間まで	無料
		1時間を超え24時間まで	30分までごとに50円を加算した額。ただし、1,000円を上限とする。
	24時間を超える場合		1,000円に24時間を超える30分までごとに50円を加算した額。ただし、当該加算額は、24時間までごとに1,000円を上限とする。
大村インターチェンジ駐車場			無料
大村車両基地駅前駐車場	24時間以内の場合	入庫から20分まで	無料
		20分を超え30分まで	100円

改正前

駐車時間の区分	使用料
駐車場に入場してから1時間まで	無料
1時間を超え24時間まで	30分までごとに50円。ただし、1,000円を上限とする。

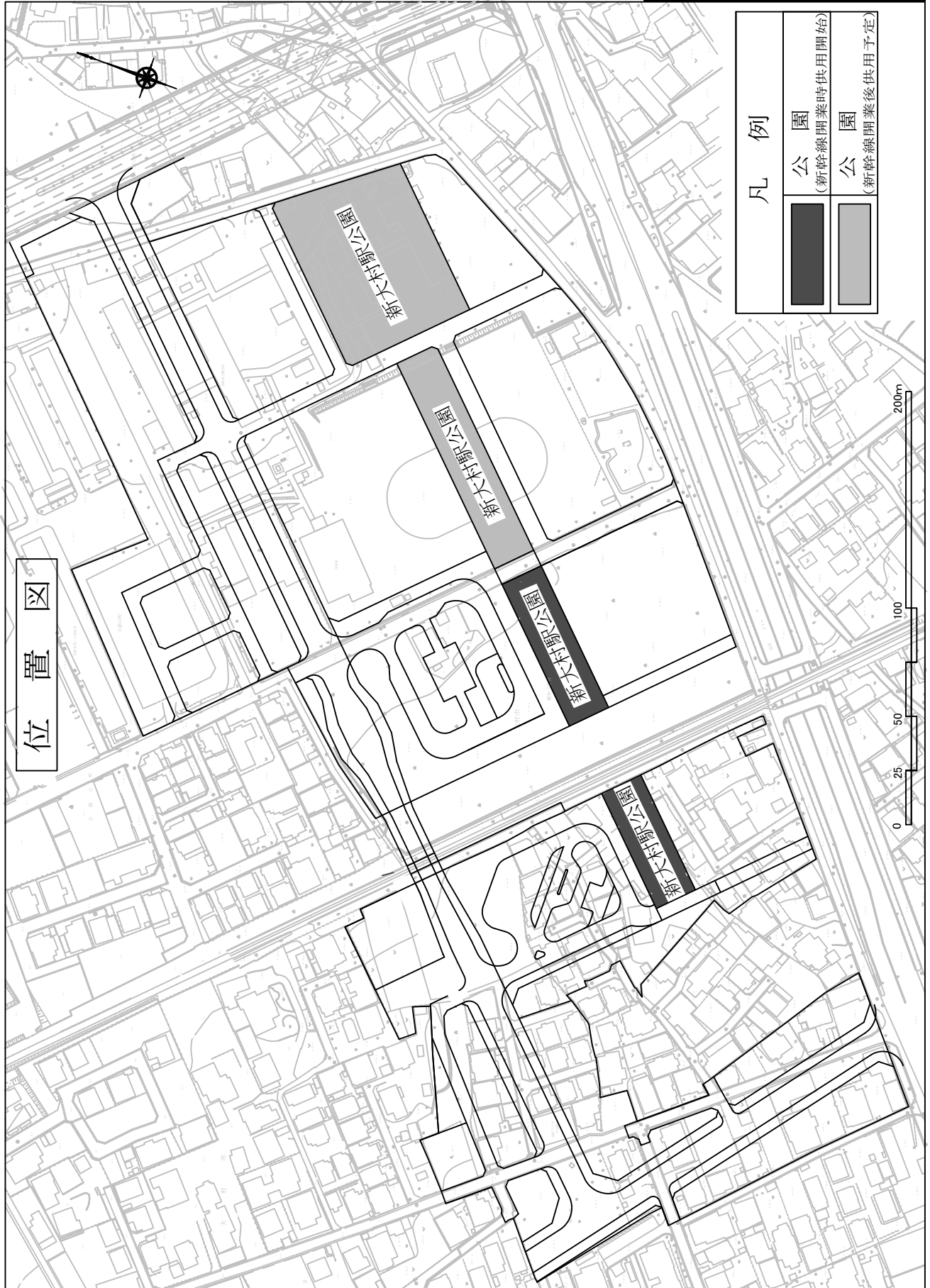
備考 駐車時間が24時間を超える場合は、その超える30分までごとに50円を加算する。ただし、24時間までごとに1,000円を上限とする。

改正後		改正前	
新大村駅東口駅前駐 車場及び新大村駅西 口駅前駐車場	24時間 以内の場 合	入庫から2 0分まで	無料
		20分を超 え30分ま で	100円
	30分を超 え24時間 まで	100円に3 0分までごと に100円を 加算した額。 ただし、50 0円を上限と する。	
	24時間を超える場合	500円に2 4時間を超え る30分まで ごとに100 円を加算した 額。ただし、 当該加算額 は、24時間 までごとに5 00円を上限 とする。	

改正前			
改正後		<p>24時間を超える場合</p>	<p>加算した額。ただし、1,000円を上限とする。</p> <p>1,000円に24時間を超える30分までごとに100円を加算した額。ただし、当該加算額は、24時間までごとに1,000円を上限とする。</p>

大村市自転車の安全利用及び自転車等の放置防止に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前												
<p>(自転車等駐車場の設置等)</p> <p>第12条 公共の場所における自転車等の放置の防止に資するため、本市に自転車等駐車を設置する。</p> <p>2 本市が設置する自転車等駐車場（以下単に「自転車等駐車場」という。）の名称及び位置は、別表のとおりとする。</p> <p>3 市長は、自転車等駐車場において、自転車等が規則で定める期間継続して置かれていることにより、当該自転車等駐車場の有効な利用が阻害されるときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。</p> <p>4 略</p> <p>5 市長は、自転車等駐車場の収容能力を超える自転車等の駐車があつたときその他管理上支障があると認めるときは、自転車等駐車場の利用を制限することができる。</p> <p>6 自転車等駐車場の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失した者は、市長の指示に従い、直ちに原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。</p>	<p>(自転車等駐車場内の自転車等に対する措置)</p> <p>第12条</p> <p>市長は、別表に掲げる自転車等駐車場において、自転車等が規則で定める期間継続して置かれていることにより、当該自転車等駐車場の有効な利用が阻害されるときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。</p> <p>2 略</p>												
<p>別表（第12条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="777 107 885 1086">名称</th> <th data-bbox="777 1086 885 2072">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="885 107 933 2072">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="933 107 1042 1086">新大村駅西口駅前駐輪場</td> <td data-bbox="933 1086 1042 2072">大村市植松3丁目153番地1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1042 107 1090 2072">大村車両基地駅前駐輪場</td> <td data-bbox="1042 1086 1090 2072">大村市宮小路三丁目1052番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		新大村駅西口駅前駐輪場	大村市植松3丁目153番地1	大村車両基地駅前駐輪場	大村市宮小路三丁目1052番地1	<p>別表（第12条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="777 1086 885 1467">名称</th> <th data-bbox="777 1467 885 2072">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="885 1086 933 1467">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	
名称	位置												
略													
新大村駅西口駅前駐輪場	大村市植松3丁目153番地1												
大村車両基地駅前駐輪場	大村市宮小路三丁目1052番地1												
名称	位置												
略													



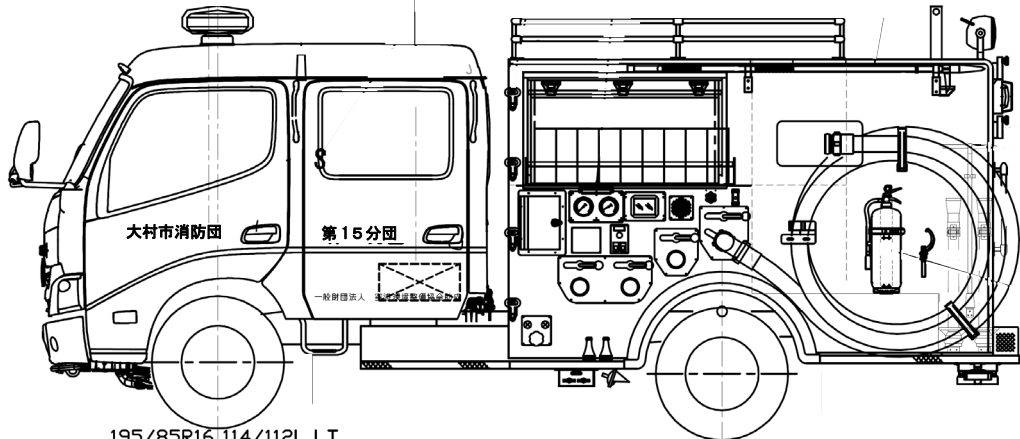
大村市都市公園条例 (新旧対照表)

改正後	改正前										
<p>別表第 1 (第 2 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="421 1093 552 2024"> <tr> <td>名称</td> <td>所在地</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新大村駅公園</td> <td>大村市植松 3 丁目 1 1 5 番地 1</td> </tr> </table>	名称	所在地	略		新大村駅公園	大村市植松 3 丁目 1 1 5 番地 1	<p>別表第 1 (第 2 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="421 107 507 1039"> <tr> <td>名称</td> <td>所在地</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	名称	所在地	略	
名称	所在地										
略											
新大村駅公園	大村市植松 3 丁目 1 1 5 番地 1										
名称	所在地										
略											

消防ポンプ自動車図面

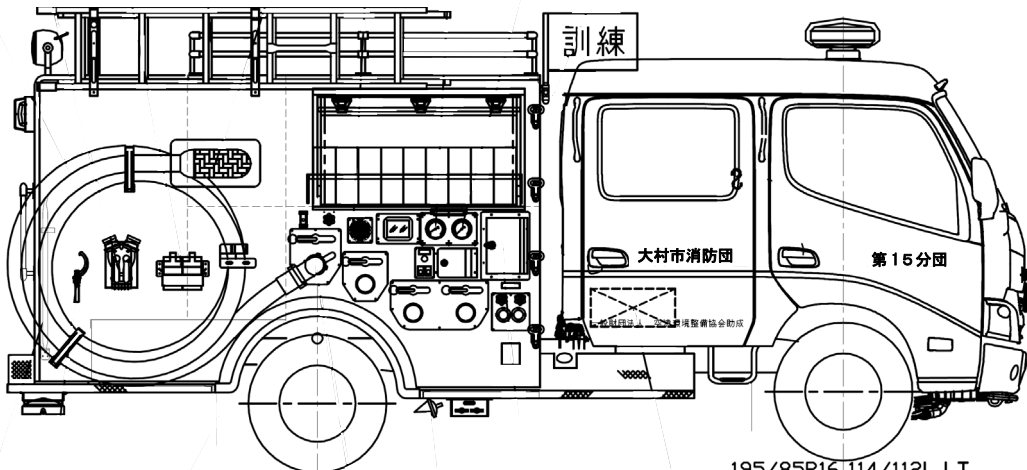
※車体を除く取付品等の位置、寸法等については、変更となる場合があります。

0 助手席 2名 110kg 1100 後席 3名 165kg



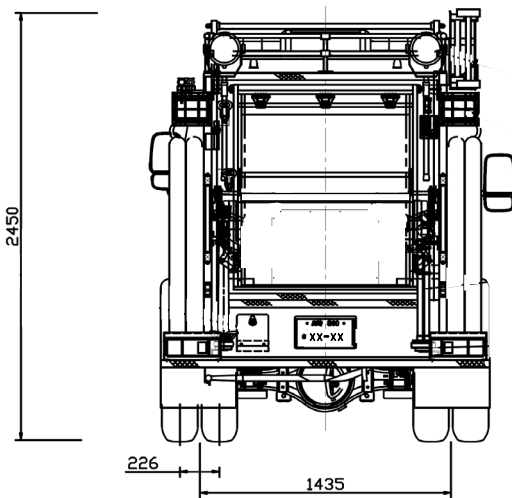
195/85R16 114/112L LT

195/85R16 114/112L LT



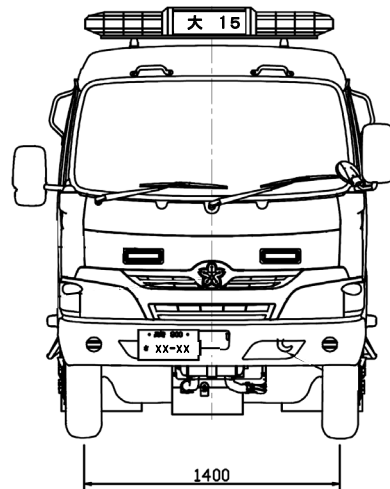
195/85R16 114/112L LT

195/85R16 114/112L LT



226

1435



1400

物品等入札状況調書

入札物件 消防ポンプ自動車

担当課 安全対策課

入札日時・場所 令和4年5月11日(水) 午前11時 市役所第6会議室

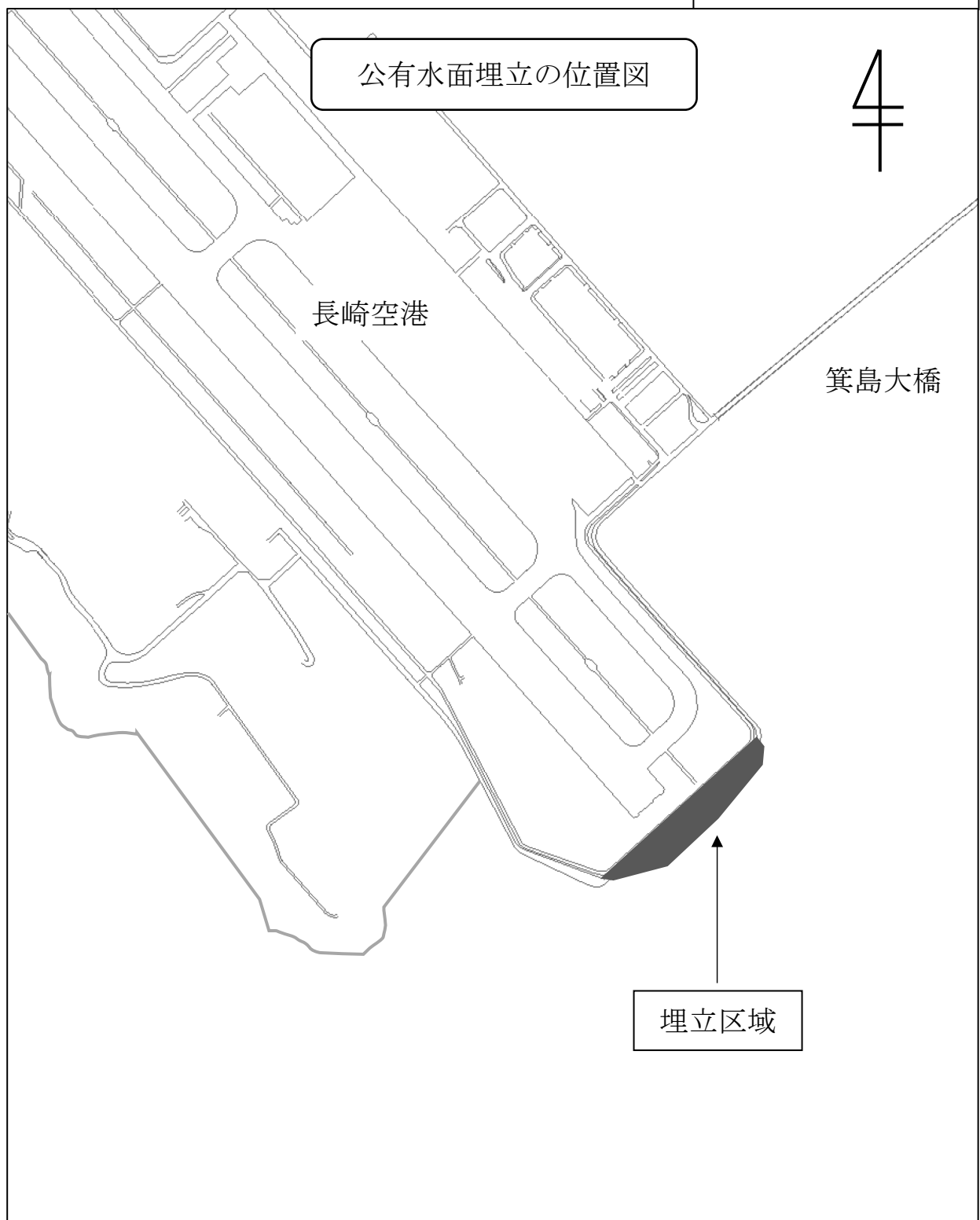
番号	業者名		入札額		再入札額	備考
1	ヤナセ産業(株)	3	21,000,000			
2	(株)ナカムラ消防化学	2	20,380,000			
3	(株)ツクモ	5	21,500,000			
4	(株)ユタカ防災サービス 大村支店	1	19,950,000			落札
5	(株)長崎ユタカ		-			辞退
6	(株)サン・クリエイト	6	21,850,000			
7	ユニオン防災	4	21,100,000			

上記のとおり入札を執行しましたので
公表いたします。

令和4年5月11日

大村市長 園田 裕史

上記の金額に100分の10に相当する額を加算した金額が
法律上の申込みに係る価格である。



工事請負契約の変更について（第50号議案関係）

- 1 工 事 名 新大村駅周辺地区東口駅前広場ガレリア建築工事
- 2 契約の相手方 高瀬建設・県央グリーン開発特定建設工事共同企業体
 代表者 大村市岩松町26番地1
 高瀬建設株式会社
 代表取締役 高瀬 邦彦
- 3 主な変更理由 (1) 鉄骨工事において、施工後の維持管理を考慮し、より耐久性の高い塗装の仕様に変更する。
 (2) 土工事において、現地の地質が想定と異なり、玉石が多く存在していたため、掘削工法を変更する。

4 経 過

	契約金額	変更金額	工期
当初契約 (令和3年9月21日議決)	182,000,500円	—	令和3年10月1日から 令和4年3月31日まで
第1回変更契約 (令和4年3月16日議決)	<u>187,063,800円</u>	5,063,300円	令和3年10月1日から 令和4年7月29日まで
今回変更契約	 <u>206,427,100円</u>	19,363,300円	同上

大村市税条例及び大村市都市計画税条例の改正概要（第51号議案関係）

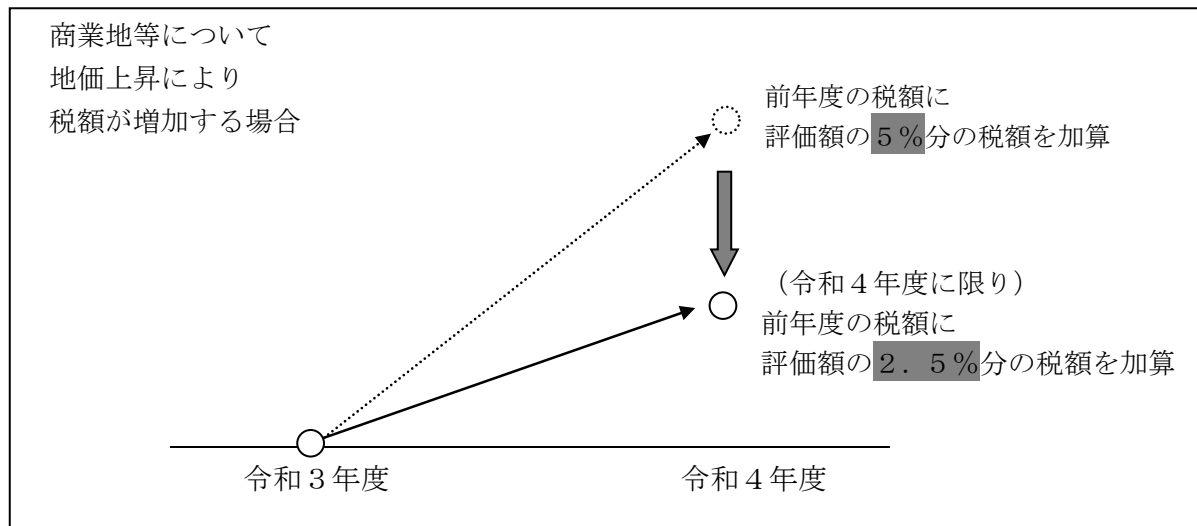
1 土地に係る固定資産税等の負担調整措置

（税条例附則第5項及び都市計画税条例附則第6項）

激変緩和の観点から令和4年度に限り、地価の上昇により税額が増加する商業地等（負担水準が60%未満の土地に限る。）の令和4年度の課税標準額を、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%（現行：5%）を加算した額とする。

- ※ 住宅用地及び農地等については現行どおりとする。
- ※ 都市計画税についても同様の措置とする。

税額の動きのイメージ



2 その他の改正

所要の条文整理を行う。

3 施行日

令和4年4月1日

大村市税条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第26条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金（県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもので、かつ、当該事務所又は事業所において収納されたものに限る。）若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第26条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかでないもの）を除き、当該法人の主たる目的である業務に充てられることが明らかでないものに限る。）</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>2 略</p> <p>(法人の市民税の申告納付) 第32条の6 略</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第26条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金（県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもので、かつ、当該事務所又は事業所において収納されたものに限る。）若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第26条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に對する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかでないものを除き、当該法人の主たる目的である業務に關連するものに限る。）</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>2 略</p> <p>(法人の市民税の申告納付) 第32条の6 略</p>

改正後	改正前
<p>2～8 略</p> <p>9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第62項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 略</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 略</p> <p>（固定資産課税台帳の閲覧の手数料） 第53条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧の手数料は、大村市手数料条例の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、手数料を徴しない。</p> <p>（固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料） 第53条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記</p>	<p>2～8 略</p> <p>9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第60項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 略</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第9項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 略</p> <p>（固定資産課税台帳の閲覧の手数料） 第53条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料は、大村市手数料条例の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、手数料を徴しない。</p> <p>（固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料） 第53条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記</p>

改正後	改正前
<p>載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付手数料は、大村市手数料条例の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>5 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。次項から附則第5項の5までにおいて同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」とする。))を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>6～10 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>10の2・10の3 略</p>	<p>載されている事項の証明書の交付手数料は、大村市手数料条例の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>5 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。次項から附則第5項の5までにおいて同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」とする。))を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>6～10 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>10の2・10の3 略</p>

改正後	改正前
10の4 法附則第15条第22項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	10の4 法附則第15条第23項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
10の5 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	10の5 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
10の6 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	10の6 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
10の7 法附則第15条第23項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	10の7 法附則第15条第24項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
10の8 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	10の8 法附則第15条第25項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
10の9 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	10の9 法附則第15条第25項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
10の10 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	10の10 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
10の11 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	10の11 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
10の12 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	10の12 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
10の13 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	10の13 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
10の14 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	10の14 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
10の15 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	10の15 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

改正後	改正前
<p>る。</p> <p>10の16 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>10の17 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の18 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の19 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の20 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の21 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の22 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の23 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の24～10の27 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>10の28～10の35 略</p> <p>10の36 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を</p>	<p>る。</p> <p>10の16 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>10の17 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の18 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の19 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の20 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の21 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の22 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の23 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の24～10の27 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>10の28～10の35 略</p> <p>10の36 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し</p>

改正後	改正前
<p>記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第3項に規定する補助金等</p> <p>(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>10の37 略</p> <p>10の38 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第3項に規定する補助金等</p> <p>(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>10の39～45 略</p>	<p>た申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第3項に規定する補助金等</p> <p>(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>10の37 略</p> <p>10の38 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第3項に規定する補助金等</p> <p>(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>10の39～45 略</p>

大村市都市計画税条例（新旧対照表）（第2条関係）

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(法附則第15条第33項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第34項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第39項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 略</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>6 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定の3までの規定の適用を受ける宅地等に係る当該年度分の都市計画税に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(法附則第15条第34項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第35項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第42項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 略</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>6 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定の3までの規定の適用を受ける宅地等に係る当該年度分の都市計画税に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都</p>

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>これらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>7～13 略 (読替規定)</p> <p>14 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>7～13 略 (読替規定)</p> <p>14 法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>

大村市国民健康保険条例の改正概要（第52号議案関係）

1 国民健康保険税の課税限度額の引上げ

	【改正前】	➡	【改正後】
基礎課税額	63万円		65万円
後期高齢者支援金等課税額	19万円		20万円
介護納付金課税額	17万円		17万円
課税限度額	99万円		102万円

2 施行日

令和4年4月1日

大村市国民健康保険条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が650,000円を超える場合においては、基礎課税額は、650,000円とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が200,000円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、200,000円とする。</p> <p>4 略</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第25条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第11条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が200,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(課税額)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が630,000円を超える場合においては、基礎課税額は、630,000円とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が190,000円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、190,000円とする。</p> <p>4 略</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第25条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第11条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>

市道路線の認定について（新旧対照表）

変更後	変更前																																																						
<table border="1"> <tr> <th>路線番号</th> <th>路</th> <th>線</th> <th>名</th> <th>起</th> <th>点</th> <th>終</th> <th>点</th> <th>重要な経過地</th> </tr> <tr> <td>40268</td> <td>池田新町1号線</td> <td>池田1丁目</td> <td>池田</td> <td>池田新町</td> <td>池田新町</td> <td>池田新町</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="9">略</td> </tr> </table>	路線番号	路	線	名	起	点	終	点	重要な経過地	40268	池田新町1号線	池田1丁目	池田	池田新町	池田新町	池田新町			略									<table border="1"> <tr> <th>路線番号</th> <th>路</th> <th>線</th> <th>名</th> <th>起</th> <th>点</th> <th>終</th> <th>点</th> <th>重要な経過地</th> </tr> <tr> <td>40268</td> <td>池田新町1号線</td> <td>池田</td> <td>池田</td> <td>池田新町</td> <td>池田新町</td> <td>池田新町</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="9">略</td> </tr> </table>	路線番号	路	線	名	起	点	終	点	重要な経過地	40268	池田新町1号線	池田	池田	池田新町	池田新町	池田新町			略								
路線番号	路	線	名	起	点	終	点	重要な経過地																																															
40268	池田新町1号線	池田1丁目	池田	池田新町	池田新町	池田新町																																																	
略																																																							
路線番号	路	線	名	起	点	終	点	重要な経過地																																															
40268	池田新町1号線	池田	池田	池田新町	池田新町	池田新町																																																	
略																																																							

固定資産税の家屋調査における事故について（報告第1号関係）

1 経緯

令和3年8月24日午前11時頃、財政部職員が固定資産税の家屋調査のため、相手方が所有する家屋を調査中、建具などを計測するメジャー（縦7cm、横7cm）を誤って床に落下させ、フローリング床の一部（縦1cm、横1cm、深さ1mm程度）に損傷を与えた。

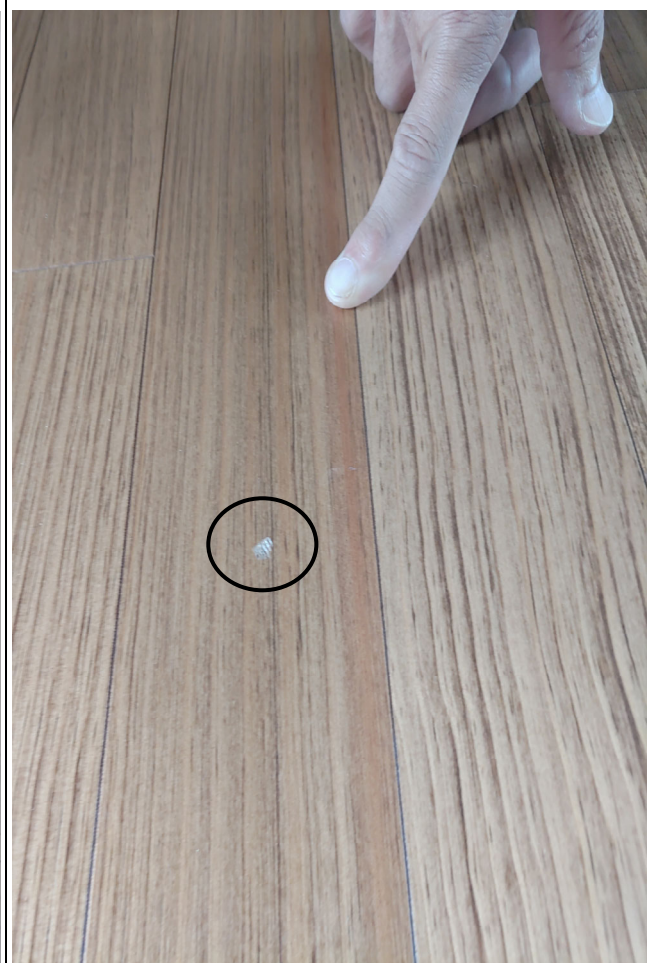
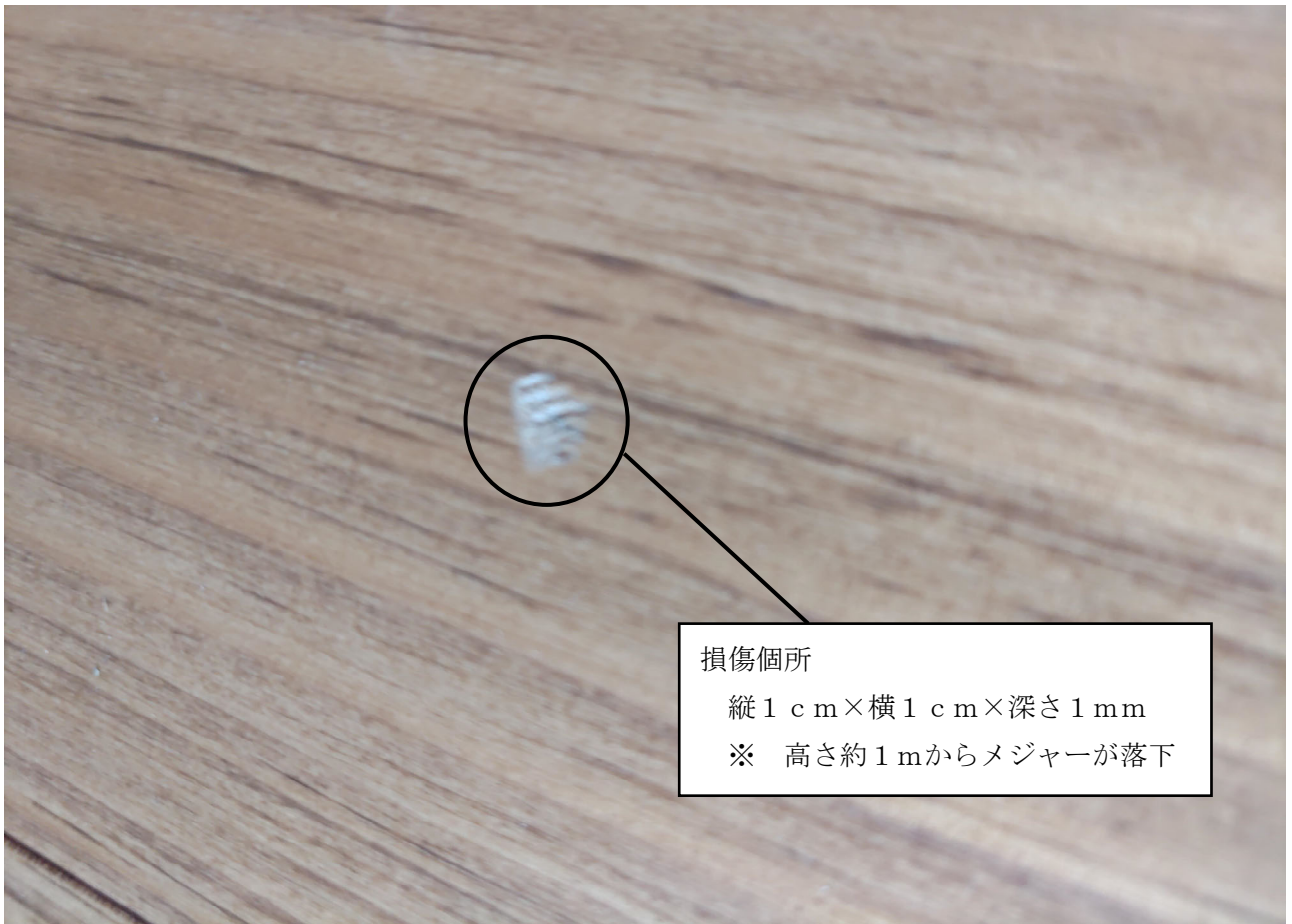
2 事故の原因及び処理

事故の原因は、当該職員が建具などの計測を終了し、メジャーをズボンのポケットに入れようとした際、誤って落下させたことによるものである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。
なお、当該職員をはじめ家屋調査に当たる職員に、注意喚起を行った。

3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費に相当する額25,740円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



工事請負契約の変更について（報告第2号関係）

- 1 工 事 名 新大村駅周辺地区東口駅前広場シェルター建築工事
- 2 契約の相手方 岡山建設・小森組特定建設工事共同企業体
 代表者 大村市杭出津3丁目418番地1
 岡山建設株式会社
 代表取締役 岡山 修
- 3 主な変更理由 (1) 鉄骨工事において、屋根の勾配の見直しを行ったため、
 工事の設計の変更が必要となった。
 (2) 土工事において、埋戻しできない転石が多く存在しており、その処分が必要となった。

4 経 過

	契約金額	変更金額	工期
当初契約 (令和3年9月21日議決)	182,917,900 円	—	令和3年10月1日から 令和4年3月31日まで
第1回変更契約 (令和4年3月16日議決)	<u>187,995,500 円</u>	5,077,600 円	令和3年10月1日から 令和4年7月29日まで
今回変更契約	 <u>189,492,600 円</u>	1,497,100 円	同上